

株式の分割に関する基準日設定公告

平成25年 8 月15日

株主各位

茨城県つくば市西大橋599番地 1
株式会社ワンダーコーポレーション
代表取締役社長 日下 孝明

当社は、平成25年 4 月18日開催の取締役会において、平成25年 9 月 1 日(日)付をもって当社普通株式 1 株を100株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成25年 8 月31日(土)と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は平成25年10月上旬にお届出ご住所にお送り申し上げる予定です。
- 平成25年 9 月 1 日(日)付(ただし、平成25年 9 月 1 日は金融機関の休業日のため、実質的には平成25年 9 月 2 日(月)付)にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割に併せ、平成25年 9 月 1 日(日)付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。これにより、平成25年 8 月28日(水)付をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から100株に変更となります。
- (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 東京証券代行株式会社
東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
電話 0120-49-7009 (フリーダイヤル)

郵送物送付先 〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
東京証券代行株式会社 事務センター